

燕市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例  
の一部改正について

燕市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年燕市条例第29号）の一部を次のように改正するものとする。

令和 2 年 9 月 8 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

燕市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例  
の一部を改正する条例

燕市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年燕市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第5条第5項中「、次条第2号」を「、次条第1項第2号」に改める。

第6条中「、第7条第1項」を「、次条第1項」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市長が認める地域においては家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。)を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。

第6条に次の4項を加える。

- 2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないことができる。
  - (1) 家庭的保育事業者等と次項に規定する連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
  - (2) 次項に規定する連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。
- 3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。
  - (1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第27条に規定する小規模保育事業 A 型若しくは小規模保育事業 B 型又は事業所内保育事業を行う者(次号において「小規模保育事業 A 型事業者等」という。)
  - (2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘

案して小規模保育事業 A 型事業者等と同等の能力を有すると市長が認める者

4 市長は、次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 市長が法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

(2) 家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき(前号に該当する場合を除く。)

5 前項(第2号に係る部分に限る。)の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行うものとして適切に確保しなければならない。

(1) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設(法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。)

(2) 法第6条の3第12項に規定する業務又は同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、同法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

第16条第2項第3号中「共同調理場」の次に「(家庭的保育事業者等が前2号に掲げる搬入施設の確保が困難であると市長が認める地域において家庭的保育事業等を行う場合に限る。)」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、

アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市長が適当と認めるもの(家庭的保育事業者が第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所(同条に規定する家庭的保育者の居宅に限る。)において家庭的保育事業を行う場合限る。)

第23条第2項第2号中「第34条の20第1項第4号」を「第34条の20第1項第3号」に改める。

第28条第2号中「乳児室1.65平方メートル以上、ほふく室」を削る。

第29条第2項第1号中「及び満2歳に満たない幼児」を削り、同項第2号中「満2歳以上」を「満1歳以上」に改める。

第31条第2項第1号中「及び満2歳に満たない幼児」を削り、同項第2号中「満2歳以上」を「満1歳以上」に改める。

第33条第2号中「乳児室1.65平方メートル以上、ほふく室」を削る。

第37条第2号中「(平成24年法律第65号)」を削り、同条第4号中「従事する場合」の次に「又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合」を加え、同条に次の1号を加える。

(5) 居宅訪問型保育事業以外の家庭的保育事業等の確保が困難であると市長が認める地域において行う保育

第40条に次のただし書を加える。

ただし、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると市長が認める地域において居宅訪問型保育事業を行う居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。

第44条第2項第1号中「及び満2歳以下の幼児」を削り、同項第2号中「満2歳以上」を「満1歳以上」に改める。

第45条中「第6条第1号」を「第6条第1項第1号」に改め、同条に次の1項を加える。

2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるものについては、第

6条第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

第47条第2項第1号中「及び満2歳未満の幼児」を削り、同項第2号中「満2歳以上」を「満1歳以上」に改める。

附則第2項中「この条例の施行の日の前日」を「この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日」に、「この条例の施行の日から」を「施行日から」に改める。

附則第9項を附則第10項とする。

附則第8項中「附則第6項」を「附則第7項」に改め、同項を附則第9項とし、附則中第7項を第8項とし、第6項を第7項とする。

附則第5項中「この条例の施行の日」を「施行日」に改め、同項を附則第6項とする。

附則第4項中「この条例の施行の日」を「施行日」に改め、同項を附則第5項とする。

附則第3項中「この条例の施行の日」を「施行日」に改め、同項を附則第4項とし、附則第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、施行日後に家庭的保育事業の認可を得た施設等については、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号(調理設備に係る部分に限る。)及び第23条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)の規定は、摘要しないことができる。この場合において、当該施設等は第15条第1項に規定する利用乳幼児への食事の提供を同項に規定する家庭的保育事業所等内で調理する方法(第10条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。)により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。